**昭和町創業者支援利子補給制度のご案内**

|  |
| --- |
| **◆対象者◆**  **昭和町内で新たに事業所を設け、創業しようとする方で下記のいずれにも該当する方**  ①産業競争力強化法による特定創業支援事業を修了し、市区町村長の証明を受けた方  ②住民登録が昭和町にある個人、または登記上の所在地が昭和町にある法人  ③利子補給対象に係る借入金を町内の事業所の運転資金又は設備資金に充てる方  ④町税等の未納がない方 |

|  |
| --- |
| **◆利子補給の対象となる融資◆**  ①日本政策金融公庫の創業関連融資  ②昭和町創業支援事業計画において連携している金融機関の創業関連融資 |

|  |
| --- |
| **◆利子補給内容◆**  **利子補給額**：対象融資の返済を開始した月から１年以内に支払った利子の額  **限度額**：１０万円（一融資につき） |

**◆申請方法◆**

金融機関

・日本政策金融公庫

・創業支援事業計画連携金融機関

**！注意事項！**

・②特定創業支援事業は、少なくとも⑦交付申請の前までには修了していること

・⑦利子補給申請は、⑥融資実行の翌々月１０日までに行ってください

・約定どおりの返済を行わない場合、交付決定を取り消すことがあります

◇相談・問い合わせ◇

昭和町役場環境経済課

０５５－２７５－８３５５

②特定創業支援事業受講

①創業相談・受講申込

④証明書交付

⑧交付決定

⑦利子補給申請

③証明書申請

特定創業支援事業者

・昭和町商工会「創業塾」「ワンストップ相談窓口」

・やまなし産業支援機構：「起業家養成セミナー」

・山梨中央銀行：「アグリビジネススクール」「創業・第二創業スクール」

・甲府信用金庫：「山梨県国中地域創業スクール」

⑩支　払

⑨請　求

昭 和 町

⑥融資実行

⑤融資申込

**創 業 者**